

北海道屋外広告物条例について

a. 屋外広告物条例について

屋外広告物法（昭和 24 年 6 月 3 日第 189 号）第 3 条第 2 項により北海道で定めた条例です。昭和 25 年北海道条例第 70 号として制定されました。

目的は屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることです。

b. 屋外広告物とは（根拠：法第 2 条）

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

①～④の要件をすべて満たしているものが屋外広告物です。

なお、商業広告だけではなく非営利的なものも含まれます。
建物の中にある広告物は外から見えても含まれません。

このような屋外広告物は地域や広告物の大きさ、種類によって規制されます。
また、設置にはすべての地域で北海道知事（オホーツク総合振興局長）の許可が必要です。

c. 屋外広告物を掲出する場合の手続きについて（根拠：規則第 4 条）

提出先はオホーツク総合振興局網走建設管理部建設指導課まちづくり主査です。

提出図書	新規	継続	変更
許可申請書（正本・副本）	許可申請書	継続許可申請書	変更許可申請書
添付書類			
①掲出場所を示す図面	○	×	△
②広告物のカラー写真	×	○	×
③広告物の構造図・仕様書	○	×	△
④土地・建物に関する承諾書	△	△	△
⑤管理者の資格等を証する書面の写し及び住民票の抄本	△	△	△
⑥屋外広告物点検結果報告書	×	○	×

※凡例 ○必要 △必要に応じて ×必要なし

- 主な関係法令
- ◎建築基準法に基づく工作物の確認
 - ◎道路法に基づく道路占用許可
 - ◎自然公園法に基づく許可及び届出
 - ◎自然環境保全法に基づく許可及び届出
 - ◎農地法に基づく転用の許可及び届出
 - ◎都市計画法に基づく届出（地区計画が設定されている場合）

許可期間が満了し、表示又は設置を継続しない場合は除却届を忘れずに提出してください。

d. 屋外広告物の掲出が禁止される地域及び物件（根拠：条例第2条）

〔禁止地域〕

- 第1種禁止地域●風致保安林 ●原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、道自然環境保全地域
- 環境緑地保護地区（一部を除く。）、自然景観保護地区、学術自然保護地区
- 国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域（用途地域を除く。）
- 第2種禁止地域●各市の第1種低層住宅専用地域（道路敷地の区域を除く。）●文化財及びその敷地内●旭川空港の周辺
- 高速自動車国道の路端から両側500メートル以内の展望地域（用途地域等を除く。） ●中標津空港の周辺
- 宮島沼（美唄市）、別寒辺牛湿原（厚岸町）、多和平（標茶町）、開陽台（中標津町） ●古墳、墓地、火葬場
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院及び公衆便所の敷地内 ●都市公園
- 北広島市の区域のうち、国道36号及びこれから展望できる地域（家屋のある場所を除く。） ●青函トンネルの出入口

〔禁止物件〕

- 街路樹、路傍樹及び記念保護樹木 ●銅像及び記念碑 ●煙突、送電塔、送受信塔、ガスタンク、油タンク
- 橋りょうその他の高架構造物、トンネル、分離帯
- 信号機、照明灯、道路標識、歩道さく、防護さく、防雪さくその他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら ●郵便ポスト、公衆電話ボックス、変圧塔

〔電柱等への表示が禁止される広告物〕

- はり紙、はり札、立看板など（電柱広告物は除く。）

e. 適用除外広告物（根拠：条例第6条）

適用除外広告物であっても広告面積などに基準があります。

1. 禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに掲出できるもの

- 他の法令（公職選挙法、道路交通法等）の規定により設置するもの
- 国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的をもって掲出するもの
ただし、次のいずれかの基準を超えて掲出する場合は、協議が必要（屋外広告物の許可基準「1. 固定広告物」を参照）
 - 1 案内用広告物の場合は、第6種許可地域の基準の案内用広告物の基準を超えるもの若しくは壁面広告物の場合であつて表示面積が一壁面の1/3を超えるもの
 - 2 案内用広告物以外の広告物については、第5種許可地域の基準を超えるもの
- 寄贈者名を表示するもの ●自家用広告物（自己の事業所などに表示するもの）
- 自己管理用広告物（自己の管理する土地又は物件に表示するもの）
- 催物（講演会、展覧会等）のためにその会場の敷地内に設置するもの
- 工事現場の板塀、仮囲いに表示するもので、営利を目的としないもの
- 車両（広告車を除く。）、船舶、航空機等に表示するもの ●煙突、ガスタンク又は油タンクに表示するもの
- 祭礼、その他慣例上やむを得ないもの ●公共掲示板に掲示するもの

2. 許可地域において許可を受けずに提出できるもの

- 営利を目的としないはり紙、はり札（政治団体、労働組合等の宣伝用のもの及び営利を目的としない会合又は催物類の宣伝用等）
- 表示期間が5日以内のもの（ただし、紙又は布製ののものに限る）

3. 禁止地域で許可を受けて提出等できるもの

- 案内用広告物（道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又は公共の利便に供することを目的とする広告物で特定の施設等への案内を目的として掲出するもの）

f. 屋外広告物の基準

1. 固定広告物（地上広告物・屋上広告物・壁面広告物）の基準

	地域区分	地上広告物 (1個当たり)	屋上広告物 (1個当たり)	壁面広告物
第1種	<input type="checkbox"/> 商業地域、近隣商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域	$A \leq 75 \text{ m}^2$ $S \leq 150 \text{ m}^2$ $H \leq 20 \text{ m}$	$S \leq 300 \text{ m}^2$ 高さは地上から20mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から20mのうち小さい数値以下とする。	表示面積は取り付け面の1/3又は50㎡のうち小さい数値以内とする。
第2種	<input type="checkbox"/> 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 <input type="checkbox"/> 建築基準法第6条第1項第4号指定地域等 <input type="checkbox"/> その他知事が定める地域又は場所	$A \leq 40 \text{ m}^2$ $S \leq 80 \text{ m}^2$ $H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 150 \text{ m}^2$ 高さは地上から15mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から15mのうち、小さい数値以下とする。	
第3種	<input type="checkbox"/> 禁止地域を除く第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 用途地域又は建築基準法第6条第1項第4号指定地域等で高速自動車国道から500m以内の展望できる地域	$A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$	$A \leq 75 \text{ m}^2$ $S \leq 150 \text{ m}^2$ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から15mのうち、小さい数値以下とする。	
第4種	<input type="checkbox"/> 用途地域を除く都市計画区域 <input type="checkbox"/> 高速自動車国道から500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。） <input type="checkbox"/> 国道、道道、鉄道から100mを超えて展望できる地域（用途地域等を除く。）		$A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から10mのうち、小さい数値以下とする。	表示面積は取り付け面の1/3又は30㎡のうち小さい数値以内とする。
第5種	<input type="checkbox"/> 環境緑地保護地区（一部） <input type="checkbox"/> 国立公園、国定公園、道立自然公園の普通地域（用途地域を除く。）	$A \leq 15 \text{ m}^2$ $S \leq 30 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$	$A \leq 15 \text{ m}^2$ $S \leq 30 \text{ m}^2$ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から10mのうち、小さい数値以下とする。	
第6種	<input type="checkbox"/> 国道、道道、鉄道から100m以内の展望できる地域（用途地域等を除く。）	次の広告物に限り許可する。 1 自家用広告物 $S \leq 30 \text{ m}^2$ (1個当たり)かつ $T \leq 30 \text{ m}^2$ (1事業所当たり) $H \leq 10 \text{ m}$ 2 案内用広告物（①～⑤のいずれにも該当することが必要） ① $A \leq 3.5 \text{ m}^2$ $S \leq 7 \text{ m}^2$ $H \leq 6 \text{ m}$ ②個数:4個以下 ③広告物の相互間距離:500m以下 ④当該案内しようとする施設等からの距離:5km以内 ⑤表示方法:施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限度の事項を表示するものであること。		

※第1種～第6種は許可地域の区分 ※A=1面の表示面積 S=表示面積 T=表示面積の合計 H=高さ

2. 簡易広告物（許可地域共通）

◎立看板

縦3m以内（脚の長さ含む。）横0.9m以内で、道路と平行にたてかけられるもの、ただし、電柱等を利用しないものであること。

◎電柱及び消火栓標識柱等を利用する広告物

(1) 1柱に掲出する巻付け広告物及び突き出し広告物は、それぞれ1個以内とし、蛍光塗料を用いないものであること。

(2) 巻付け広告物は、縦1.8m以内、広告物の下端の高さ1.5m以上であること。

(3) 突き出し広告物のうち、電柱に掲出されるものは、縦1.2m以内、横0.45m以内、出幅0.6m以内のものであること。

消火栓標識柱に掲出されるものは、縦0.4m以内、横0.8m以内のものであること。

(4) 道路上に広告物が掲出される場合は、広告物の下端までの高さが歩道上にあっては3m以上、車道上にあっては4.5m以上のものであること。

◎広告幕、広告網

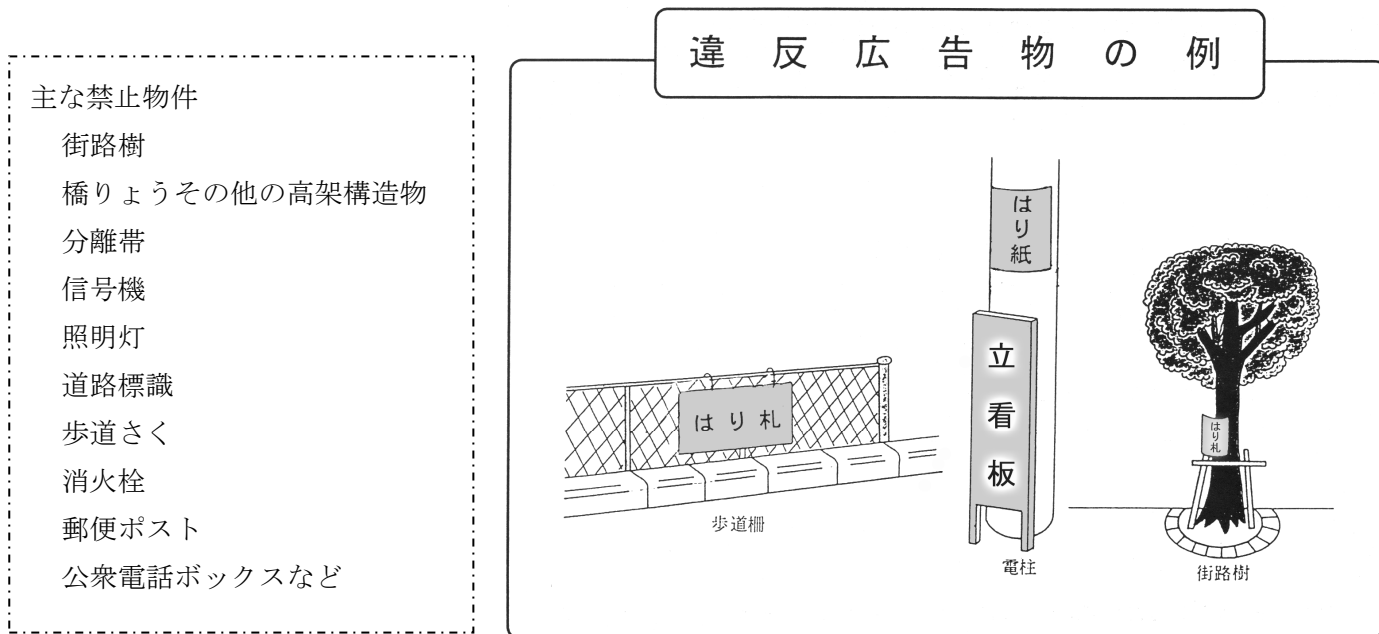
広告物の下端の高さが歩道上では3.0m以上、車道上では4.5m以上のものであること。

◎アドバルーン広告物

アドバルーンの直径は3.0m以内で、高さは係留地点から50m以下とし、これに添加する広告物は、長さ15m以内、幅1.5m以内のものであること。

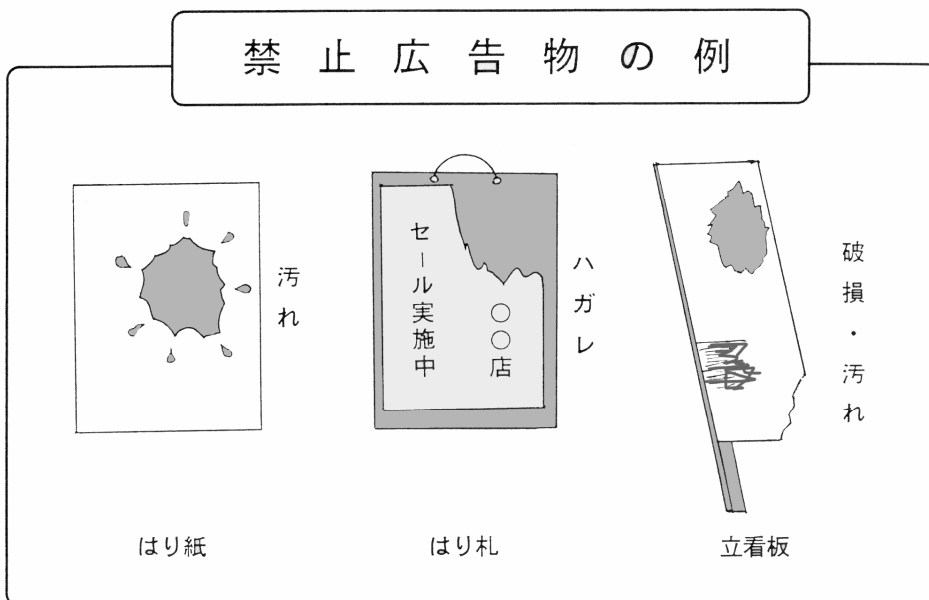
g. 違反広告物について

- ・ 屋外広告物を道路上に無断で掲出している場合は違反となります。
- ・ 電柱や消火栓表示柱に無断ではり札及びたて看板を出すことはできません。
- ・ 北海道屋外広告物条例では、広告物の掲出を禁じている「禁止物件」を定めており、これらの物件には、張り紙、はり札、及びたて看板をはじめ広告物を掲出することができません。



h. 禁止広告物について

- ・ 著しく汚染し、退色したものは掲出できません。
- ・ 北海道屋外広告物条例では、次のような広告物の掲出を禁じています。



i. お問い合わせについて

- ・ 屋外広告物の設置に関してはオホーツク総合振興局網走建設管理部建設指導課まちづくり主査にお問い合わせください。 網走市北7条西3丁目 TEL0152-41-0644
- ・ はり紙、はり札、立看板の除却に関しては、網走市建設港湾部都市整備課計画係にお問い合わせください。 網走市南6条東4丁目 TEL0152-44-6111 (内線 250)